

令和4年度 事業計画書

1 基本方針

我が国においては、少子高齢化の進展により働く現役世代の人口が減少していくことが予測される中で、継続雇用制度の義務化により、事業主との雇用関係を継続する形で働く高年齢者は今後増えていくと思われ、全国的にもシルバー人材センターへの入会者数に影響を与えると考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当センターでも前年度の事業実績はコロナ前の水準までへの回復には至りませんでした。このように、センターを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。その一方で、育児、教育、介護関連等で現役世代を支える分野での役割に対する期待が高まっていることをはじめとして、シルバー人材センター事業に求められる社会的要請は今後益々大きくなっていくものと考えます。

そこで今年度は、「女性会員の就業機会拡大と入会促進」「後継者不足会員の入会促進」「後継者育成、顧客サービス向上、会員の健康増進のための各種講習会の開催」「新規顧客・事業の開拓」「懇談会や就業相談による会員と事務局とのコミュニケーション促進」に重点的に取り組んでまいります。

また、「安全パトロールによる就業現場確認」「安全就業推進のための各種講習会の開催」「適正就業の推進」等により安全・適正就業を推進し、事故発生の抑止と請負・委任になじまない就業の是正に取り組んでまいります。

さらに、「自主・自立、共働・共助 ⇔ 生きがい・地域貢献」を基本理念に掲げた「第1次中期計画（令和4年度～令和8年度）」を、実現に向けて計画的に推進し、会員、役員、事務局が一体となって課題を乗り越え、将来にわたり持続可能な組織運営を図ってまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

センターは、栃木市内に居住する60歳以上の健康で働く意欲があり生きがいの充実や社会参加等を希望する、会員として登録した者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を次により提供します。

（職業紹介事業は栃木県内に居住する60歳以上の求職者が対象）

① 請負・委任

一般家庭や民間事業所、公共団体等から請負契約又は委任契約により受注した業務の就業機会の提供を行います。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で締結した協定に基づき、派遣就業の機会の提供を行います。

③ 職業紹介事業

栃木県内に居住する60歳以上の求職者に対して、連合会との間で締結した協定に基づき、求人者との雇用関係の成立をあっせんします。

(2) 就業機会確保事業

センターは、委員会等で実施目標を定めて、次により会員の確保、事業啓発、就業機会の確保等を実施します。

①普及啓発事業

- ア ホームページ、広報とちぎ、ケーブルテレビ等を通して入会案内や事業周知を図ります。
- イ 会報誌「生きがい」を9月と3月に発行し、活動状況や会員の声などを掲載して情報提供に努めます。
- ウ 栃木市主催の産業祭等の様々なイベントへの積極的な参加や、シニア向け講座等でのPR活動を通してセンター事業の普及啓発を図ります。また、会員の「ロコミ」による入会促進を図ります。
- エ センター事業普及強化月間（10月）等に、地域社会貢献と会員のセンター活動へのモチベーションアップを目的としたボランティア活動等を行います。
- オ 連合会が主催する「栃木県シルバー人材センター女性の会」と連携し、女性会員を主体とした交流会、講習会等を開催して、福祉・家事援助サービス事業など、女性特有の技能等を活かした就業機会確保の拡大と女性会員の入会促進を図ります。
- カ 草取り、草刈り、植木剪定及び清掃業務会員の後継者不足が顕著なことから、様々な団体との連携や現会員による紹介制度を活用し、これらの職種に特化した会員拡大につなげます。
- キ エイジレス80ショートメッセージ送信サービスを活用し、会員の携帯電話へ就業情報やお知らせ等を一斉送信することにより、迅速かつ公平な情報提供を行います。

②安全・適正就業推進事業

- ア 安全就業の促進と事故発生の抑止を図るための施策を協議し、傷害・賠償事故の撲滅を目指します。
- イ 就業現場の安全パトロールを年2回実施し、安全面からの現場確認と作業別安全就業基準の徹底を図ります。
- ウ 就業内容の特性を踏まえつつ、ローテーション及びワークシェアリングを推進し、会員の就業機会の公平・平準化を図ります。
- エ 請負・委任になじまない就業は労働者派遣事業や職業紹介事業に切り替えることにより適正就業の推進に努めます。また、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業を是正します。

③就業開拓事業

- ア 新規顧客獲得とリピーター確保の両面において、会員によるチラシポスティング、顧客獲得会員への報奨制度、理事による大口事業所訪問、個人からの受注の年間契約制度等、効果の上がる方策を検討し実施します。
- イ シルバー人材センターを取り巻く社会状況や政策の変化をとらえ、新たな就業開拓の可能性を研究します。

④研修・講習事業

- ア 植木剪定講習会、表具関係講習会を開催し、会員の技能向上と後継者育成を図ります。
- イ 接客講習会を開催し、会員の接客スキルアップを図り、顧客サービスの向上につなげます。
- ウ 健康管理に関する講習会を開催し、会員の健康増進を図ります。
- エ 刈払機取扱安全講習会を複数回開催し、会員の安全に関するスキルと意識の向上を図り、事故発生の抑止につなげます。
- オ 交通安全に関する講習会を開催し、会員の安全意識の向上を図り、就業の行き帰りでの交通事故発生の抑止につなげます。
- カ 会員と事務局とのコミュニケーション促進や事務改善を目的とした懇談会を開催し、提案された意見を事業運営に生かします。

⑤独自事業

地域ごとに刃物研ぎを開催して更なる顧客獲得を図ります。また、屋外作業会員が冬場に就業できる新たな独自事業の創出に努めます。

⑥相談・調査事業

- ア 会員から、仕事や安全・適正就業等に関する相談を受付ける相談窓口を設け、就業機会の平準化と未就業会員の解消につなげます。
- イ 役員、委員による先進地視察研修を実施して、先進センターの好事例を研修することにより得た成果を事業運営に生かします。

⑦高齢者活用・現役世代サポート事業

人手不足分野、現役世代を支える分野でのセンターが果たせる役割として、
i 高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、
ii 企業の人手不足解消、
iii 地域社会の維持・発展等を推進することにより、会員への就業機会確保と地域への貢献を果たします。

⑧日常生活支援事業

栃木市から軽度生活支援事業を受託し、支援を必要とする高齢者に対して、日常生活支援サービスを提供します。

⑨ゴールド会員制度

体力及び健康状態等の諸事情により、就業は行わないが引き続き会員として同好会活動及び地域社会参加活動を通じて生きがいの充実を図りたいと希望する者に対してゴールド会員制度を推奨します。

3 法人運営

(1) 各種会議等

① 定時総会

決算報告や事業報告、定款の変更、役員を選任など、センターの基本的意思を決定するため事業年度終了後3か月以内に開催します。

② 理事会

事業計画や収支予算、会員の入会承認など、センターの事業執行の方針を決定するため書面決議を含めて毎月開催します。

③ 委員会

課題解決のための方策の検討や問題提起を行い積極的に事業運営に生かすため総務委員会、広報・女性委員会及び安全・適正就業委員会を年3回程度開催します。

④ 正副理事長・事務局長会議

運営方針や理事会提出議案の検討並びに、諸施策の原案策定及び進捗管理のため毎月開催します。

⑤ 事務局会議、管理職会議、嘱託員会議及び補助員会議

業務執行に係る課題や懸案事項の整理と対策の検討を行うため事務局会議を毎月、管理職会議を随時開催します。また、現場の声を吸い上げ、会員及び顧客の利便性向上並びに業務の円滑化、効率化を図るため嘱託員会議及び補助員会議を随時開催します。

⑥ 地域班との連携強化

センターと地域班との情報の共有・交換の機会を増やして連携強化を図り、会員の事業運営への積極的な参画を進めます。

(2) 第1次中期計画の進捗管理

今後5年間のセンターの基本的な方向性と将来ビジョンを定めた本計画について、市民のニーズや会員の意見・提言、さらに国等の施策の動向を踏まえ計画具体化のための進捗管理を行います。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

令和5年10月に施行される、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、全国シルバー人材センター事業協会の動向を見極めながら、連合会とも連携して適切に対応してまいります。